

太宰府市議会 議長 大田 勝義 様

意 見 書

拝啓 貴市におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は携帯電話事業に格別のご協力、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年11月30日付で太宰府市議会においてご提案されました「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」（以下「条例案」といいます。）に関して、下記のとおり、携帯電話等事業者3社の連名により意見書を提出させていただきます。

なお、イー・アクセス株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社においても同一の見解であることを確認しております。

敬具

記

1. 携帯電話基地局から発せられる電波の安全性について

電波の安全性につきましては、平成23年11月17日付「携帯電話中継基地局からの安全性について（ご回答）」にて、貴市市長様宛てに次のとおり回答させていただいています。

電波の人体への影響につきましては、我が国をはじめ、世界各国で50年以上に及ぶ研究成果が蓄積されており、これらの膨大な科学的知見に基づいて、「電波防護指針」が策定されています。我が国における「電波防護指針」は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が策定し世界保健機関（WHO）が支持している国際的なガイドラインと同等であり、世界各国の研究結果を基に人体に影響を与えると想定される数値を基本として十分な安全率（50倍）を見込んで基準値が定められています。従いまして、「電波防護指針」に定める基準値を満足すれば安全上問題は無いというのが、WHO等の国際機関や我が国における共通の認識となっております。

携帯電話事業者は、科学的根拠に基づいて規定されている「電波防護指針」を遵守して携帯電話基地局を設置・運用いたしますので、携帯電話基地局から発せられる電波が、近隣にお住まいの方々等の健康に悪影響を及ぼすことはないことを認識しております。



2. 携帯電話基地局の設置等に伴う法令遵守について

携帯電話基地局の設置等につきましては、電波法や建築基準法等に定められた基準及び手続きを遵守したうえで実施しているものであり、今後も必要に応じて近隣に住まいの方々への説明会の開催等、誠意をもって対応させていただく所存です。

3. 今後の携帯電話事業への影響について

条例案は、携帯電話事業者が電波法や建築基準法等を遵守して実施している携帯電話基地局の設置等を過度に規制するものであり、本条例案が、貴市議会で採択された場合には、貴市における携帯電話基地局の設置等が進まなくなり、旅行時に観光地情報の照会や通訳サービスがご利用頂けるような現行のサービスのみならず、パソコン同様にウェブページの閲覧など多彩な機能をもつスマートフォンや次世代の高速通信に関しても、サービスが提供できなくなる可能性が十分に考えられ、利用者に多大な影響を及ぼすことは否定できないものと考えます。

以上

平成23年12月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
九州支社 ネットワーク部
部長 熊高 信治



KDDI 株式会社
福岡エンジニアリングセンター
センター長 林 新一



ソフトバンクモバイル株式会社
モバイルネットワーク本部
九州技術部 部長 岸 秀樹

